

厚生省通知「医師法上の疑義について」の送付について

日医発第 488 号（法 25）

平成 12 年 8 月 11 日

日本医師会長 坪井栄孝

今般、厚生省健康政策局医事課長が、警察庁生活安全局生活環境課長からの照会に対して回答した内容を、各都道府県知事ならびに本職に通知して参りましたので、ご参考までに当該通知をお送り申し上げます。

今回の照会回答は、いわゆるエステティックサロンにおいて医師免許をもたない従業員が行う、医療用レーザー脱毛機器を使用した脱毛処理、アートメイク、ケミカル・ピーリングにつき、これを業としてなすことは、医師法上、医業にあたるとの見解を示したものであります。

いわゆる「永久脱毛」ならびに「入れ墨メイク」を業として行うことについては、いずれも医師法第 17 条の医業に該当する旨の見解が既に示されており（「永久脱毛」につき昭和 59 年 11 月 13 日医事第 69 号、「入れ墨メイク」につき平成元年 6 月 7 日医事第 35 号）、今回の通知もそれらの趣旨に沿ったものと解されます。

貴職におかれましては、これら通知の趣旨を踏まえ、今後とも管下会員に対して、適切にご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○いわゆる「永久脱毛」行為について（昭和 59 年 11 月 13 日医事第 69 号）

【照会】京都市に本店を置く W 株式会社 が、不特定多数の女性を対象に、電気分解法及び電気分解法及び電気分解法と高周波法の混合による手法により永久脱毛行為を行っている。

このような永久脱毛行為を業として行った場合は、医師法第 17 条の医業に該当すると解してよいか。

毛のうへ長さ 15 mm、厚さ 0.2 mm の針を 5 mm 程度挿入し、

② 直流を通電して、水酸化ナトリウムを発生させて毛根部を破壊する。（電気分解法）

② 高周波電流を通電して、抵抗熱により毛根部を破壊する。（高周波法）

【回答】御貴見のとおりである。